

平成 18 年 4 月 27 日

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、2006 年 6 月開催の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定いたしましたので、次のとおり、お知らせいたします。

1. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の取組みについて

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、1872 年の創業以来、一貫して「多くのお客さまの美と健康に貢献することで、お客さまのお役に立ち、ひいては社会のお役に立つ」という精神で企業経営を続けてまいりました。当社グループは今後もこの精神のもと、「世界のお客さまのお役に立つ企業であり続けること」を基本方針としております。

また、当社は「株主」の皆様を始め「お客さま」「取引先」「社員」「社会」という全てのステークホルダーから「価値ある企業」として支持され、ともに価値を創造することこそが株主価値の最大化を実現する道と考えております。同時に、21 世紀における企業価値向上のカギは、当社のコーポレートブランド「資生堂」の価値をさらに高めていくことにあります。そのためには、経済的価値の向上とともに、企業の社会的責任や環境対応も欠かせない要素であると認識しております。

このような認識のもと、当社グループは 2005 年 4 月から「成長性の拡大と収益性の向上」を目指して 3 ヶ年中期経営計画（2005 年度から 2007 年度を対象。以下、「3 ヶ年計画」といいます。）をスタートしました。この 3 ヶ年計画では、成長性の拡大に向けた、“太く強いブランド”づくりと成長市場への積極投資を行う「国内マーケティング改革」、海外の最重点市場である「中国事業の拡大・加速」、そして収益性の向上に向けた、利益貢献度の低い事業やブランドの整理などを行う「抜本的な構造改革」の 3 つを柱に取り組んでいます。

このような成長性の拡大と収益性の向上に向けた取組みにより、ブランド価値を高め、企業価値ひいては株主共同の利益の最大化を追求してまいります。

(2) 企業価値・株主共同の利益の向上のために不可欠な仕組み

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上のために不可欠な仕組みとして、従来よりコーポレートガバナンスの強化を重要な課題に掲げています。当社においては、従来から独立性の高い社外監査役を選任し、また経営陣の株主の皆様に対する責任を明確化するため、取締役の任期を1年としていることに加え、経営の透明性・客観性を高める観点から、取締役会の諮問機関として社外有識者5名を中心とする「アドバイザリー・ボード」、社外委員を委員長とする「報酬諮問委員会」、役員候補の選定と評価、役員在任期間の設定等を行う「役員指名諮問委員会」を設置しております。さらに、2005年4月より、固定報酬を減少させ業績連動報酬の割合を50%程度に引き上げた新たな役員報酬制度を導入しています。

また、本定時株主総会においては、独立性の高い社外取締役2名の選任決議案を提出する予定であり、さらなるコーポレートガバナンスの強化を図っていきます。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

2. 本プラン導入の目的

本プランは、以下のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものです。また、当社は、資本市場のルールに則り、株式を買い付ける行為それ自体を否定するものでもありません。

しかしながら、昨今、対象となる会社の取締役会の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。株式の大量買付の中には、①その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、④買収者の提示した条件よりもさらに有利な条件を株主にもたらしたりするために、対象会社による買収者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループの活動領域は、化粧品事業を中心とした事業活動のみならず、環境保護・社会活動・文化活動にまで及んでおり、しかも、これらが複合的にシナジー効果を生むことにより、当社のブランド価値・企業価値を築いています。

また、上記のとおり、当社は、3ヵ年計画の下、成長性の拡大に向けた「国内マーケティング改革」と「中国事業の拡大・加速」、収益性の向上に向けた「抜本的な構造改革」の3つを柱に据え、「株主」の皆様を始め「お客さま」「取引先」「社員」「社会」という全てのステークホルダーから「価値ある企業」として支持されることを目指し、ブランド価値の向上、企業価値の最大化に取り組んでおります。

3ヵ年計画の1年目は、メガブランドの成功や中国事業の順調な成長などにより当初計

画を上回る実績で終了し、力強い第一歩を踏み出すことができました。2年目は、3ヵ年計画達成の正念場として、化粧品事業とトイレタリー事業の融合やヘルスケア事業の再編など、上記3つの柱の核心部分に取り組んでまいります。そして、これらの取り組みを着実に進めることで、3ヵ年計画の最終年度には経営目標である営業利益率8%以上の達成をめざしています。

株式の大量買付等を行う者が、当社を取り巻く経営環境を正しく認識し、これら当社のブランド価値・企業価値の源泉を理解したうえで、これを中長期的に確保し、向上させられるものでなければ、3ヵ年計画の経営目標の達成が困難になるのはもちろんのこと、逆に当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

さらに、外部者である買収者からの買収の提案を受けた際には、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、事業分野・人的ネットワークや文化資本・社会との信頼関係の有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社グループの企業価値を構成する事項等を、株主の皆様が適切に把握し、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断していただく必要があります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様 に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために不当な買収に対する交渉を行うこと等を可能としたりすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みとして、下記3.「本プランの内容」以下にその詳細を記載する本プランの導入が必要であると判断しました。

3. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 本プランの導入手続

本プランの導入については、株主の皆様を意思を反映するため、本定時株主総会における決議により、本プランに記載した条件に従って本新株予約権（下記(c)で定義します。）の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただくことを条件としています（その詳細については下記(5)「本プランの導入手続」ご参照）。

(b) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付その他これに類似する行為又はその提案（以下、「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者又はその提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保し、株主の皆様当社取締役会の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行う場合の手続を定めています（下記(2)「本プランの発動に係る手続」

ご参照)。

- (c) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動と取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

買付者等の行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権無償割当ての要件」ご参照）には、当社は、当社取締役会決議により、新株予約権（当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付されたものであり、その詳細は下記(4)「本新株予約権無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により、当社取締役会が定める一定の日における全ての株主に対して割当てます。

なお、本プランにおいて、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については別紙2ご参照）に従い、社外取締役等、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経るものとし、本プランの導入当初における独立委員会の委員には、岩田彰一郎氏（社外取締役候補者）、上村達男氏（社外取締役候補者）、原田明夫氏（社外監査役）が、それぞれ就任する予定です（各委員候補者の氏名および略歴については別紙3ご参照）。

- (d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引き換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は約50%まで希釈化される可能性があります。

- (2) 本プランの発動に係る手続

- (a) 対象となる買付等

当社は、本プランに基づき、以下①又は②に該当する買付等がなされたときに、本プランに定められる手続に従い本新株予約権の無償割当てを実施いたします。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付等

¹ 証券取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

² 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。

³ 証券取引法第27条の23第4項に定義されます。

- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が友好的買付であると認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）、及び下記の各号に定める買付者等の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

独立委員会は、提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通して本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）及びその算定根拠等を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

⁴ 証券取引法第27条の2第1項に定義されます。②において同じとします。

⁵ 証券取引法第27条の2第6項に定義されます。

⁶ 証券取引法第27条の2第8項に定義されます。

⁷ 証券取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。

⑧ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として 60 日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会からの情報・資料等を受領した後、原則として最長 60 日間（但し、下記(d)③に記載する場合などには、独立委員会は当該期間を延長することができるものとします。以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等及び当社取締役会の提供する代替案の検討を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、または買付等の内容もしくは当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示の勧告等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保・向上するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。独立委員会が、自ら又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、買付者等は、速やかにこれに応じなければならないものとします。

③ 情報開示

当社は、買付者等から買付説明書が提出された事実及び本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行います。

(d) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続を行うものとします。

① 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記(b)及び(c)に規定する手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（下記(4)(f)において定義されます。）までの間は、（無償割当ての効力発生前においては）本新株予約権の無償割当ての中止、または（無償割当ての効力発生後においては）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること、又は行使を認めることが相当ではない場合

② 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないまたは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、かかる勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記①の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無

償割当ての実施の勧告を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会が本プランの発動の延期を行う場合

独立委員会が、独立委員会検討期間満了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との協議・交渉・代替案の作成等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

④ 情報開示

当社は、独立委員会が上記①から③に定める勧告等の決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、当該決議の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（③に従い独立委員会検討期間を延長する場合には延長の理由を含む。）について、決議後速やかに情報開示を行います。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。なお、買付者等は、当社取締役会が新株予約権無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(3) 本新株予約権無償割当ての要件

当社は、買付者等による行為等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の勧告に基づき決定されることとなります。

記

(a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

(b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買収し、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
 - (d) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合
 - (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報が提供されず、又は提供された場合であっても不十分な提供である場合
 - (f) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の少数株主、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當な買付等である場合
 - (g) 当社のコーポレートブランド「資生堂」の価値や企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの有形無形の経営資源、従業員・取引先等との人的ネットワークを破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損ねる重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（本新株予約権の詳細については、別紙1「株式会社資生堂 新株予約権の要項」をご参照下さい。）。

(a) 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社

の有する当社株式の数を控除します。)と同数の新株予約権を割り当てます。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主(以下「割当対象株主」といいます。)に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権の無償割当てを実施します。

(c) 本新株予約権無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めます。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、新株予約権1個につき1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、金1円以上で時価の50%相当額以下の範囲内において当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めた日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とします。但し、下記(i)項のとおり、当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間については、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使の条件

(i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権を行使することにより所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を

行使することができません(但し、非居住者の本新株予約権も、下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、別紙1「株式会社資生堂 新株予約権の要項」をご参照下さい。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日の到来日をもって、無償で本新株予約権全部を取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、上記(g)項(i)ないし(vi)に該当する者以外の者が有する本新株予約権のうち、当該取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日より後に、本新株予約権を有する者のうち、上記(g)項(i)ないし(vi)に該当する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち、当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(5) 本プランの導入手続

本プランの導入については、以下のとおり、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

- ① 会社法第278条第3項但書の規定に基づき、別紙4記載のとおり、当社定款第12条に「新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。」との規定を新設するとの内容を含む定款変更議案を、本定時株主総会に付議する予定です。なお、当社は、本プラン導入のため、上記定款変更に加え、別紙4の要領により授権株式数の変更に関する定款変更議案も付議する予定です。
- ② ①による変更後の当社定款第12条の規定に基づき、本定時株主総会における決議により、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を、当社取締役会に委任していただきます。

(6) 本プランの有効期間

上記(5)②の株主総会決議による、本プランにおける本新株予約権の無償割当ての実施に関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、現3ヵ年計画の継続期間と同一の期間とするため、現計画の最終事業年度である2008年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。

(7) 本プランの廃止及び変更

本プランについては、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止することが可能です。

また、当社取締役会は、③本プランの有効期間中であっても、上記(5)②の株主総会決議による委任の範囲内において、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

4. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。

(2) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、上記2.「本プラン導入の目的」及び上記3.(5)「本プランの導入手続」にて記載したとおり、本定時株主総会における株主の皆様からのご承認をもって発効し、その有効期間は、上記3.(6)「本プランの有効期間」に記載したとおり、2008年3月期に関する定時株主総会の終結の時までの2年間といたします。また、当社取締役の任期は1年となっていますので、たとえ本プランの有効期間中であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能です。さらに、上記3.(7)「本プランの廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主

の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(3) 独立性の高い社外取締役等の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社社外取締役又は社外監査役（但し、社外取締役又は社外監査役に事故等があり、社外取締役及び社外監査役のみでは、独立委員会規則に定める員数を満たすことができなくなってしまう場合には、独立委員会規則が定める一定の要件を備えた社外の有識者を含むものとします。）より構成されます。

実際に当社株式に対して買付等がなされた場合には、上記 3.(2)「本プランの発動に係る手続」にて記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等について取締役会への勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、取締役が恣意的に本プランの発動を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記 3.(2)(d)「独立委員会における判断方法」及び 3.(3)「本新株予約権無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものであります。

(5) 第三者専門家の意見の取得

上記 3.(2)「本プランの発動に係る手続」(c)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとしております。

(6) デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

上記 3.(7)「本プランの廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、自己の

指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役任期を一年とし期差任期制を採用していないため、本プランはスロー・ハンド型（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

5. 株主の皆様等への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、こうした金銭の払込その他下記(3)(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経ない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。但し、当社は、当社取締役会の決定により、下記(3)(c)に記載する手続により、上記3.(4)(g)項(i)ないし(vi)に該当する者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続きを取った場合、上記3.(4)(g)項(i)ないし(vi)に該当する者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式一株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、一株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、一株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(a) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権が無償で割り当てられますので、株主の皆様におかれては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります。証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。

なお、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、及び株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権 1 個当たり、金 1 円以上で時価の 50%相当額以下の範囲内において当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき、1 株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 当社による本新株予約権取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が上記 3.(4)(g)の(i)ないし(vi)に該当する者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

以上

株式会社資生堂 新株予約権の要項

I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容および数

下記Ⅱ.記載の事項を含む内容の新株予約権（以下個別に又は総称して「新株予約権」という。）の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が定める一定の日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）と同数の新株予約権を割当てる。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その有する株式（但し、同時点において当社の有する当社株式を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める。

Ⅱ. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記2）に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。
- 2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は金1円以上で時価の50%相当額以下の範囲内において、当社取締役会が決定する金額とする。「時価」とは、新株予約権無償割当ての取締役会決議の前日から遡って90日間（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日（但し、当社取締役会がこれに代わる日を定

めたときは当該日)を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とする。但し、(7)項の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る新株予約権については当該取得日の前日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- 1) (i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）
- ② 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者を指し、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）。
- ③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け（証券取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第3項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者をいう。
- ④ 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に定義される（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。
- ⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」と

は、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条に定義される。）をいう。

- 2) 上記 1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に該当する者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。
 - ① 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）又は当社の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）
 - ② 当社を支配する意図がなく上記 1) (i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記 1) (i)の特定大量保有者に該当することになった後 10 日間（但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記 1) (i)の特定大量保有者に該当しなくなった者
 - ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記 1) (i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
 - ④ その者が当社の株券等を取得し保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（上記 1) (i)ないし(vi)に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）
- 3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は(iii)その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務を負わない。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合（以下「準拠法行使禁止事由」という。）には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
- 4) 上記 3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国 1933 年証券法ルール 501(a)に定義する適格投資家 (accredited investor) であること

を表明、保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引（但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)及び(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

- 5) 新株予約権者は、当社に対し、自らが上記1)記載の(i)ないし(vi)のいずれにも該当せず、かつ、上記1)(i)ないし(vi)に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- 6) 新株予約権を有する者が本(4)項の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金は、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

- 1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
- 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)3)及び4)の規定により新株予約権を行使することができない者（上記(4)1)の規定により新株予約権を行使することができない者を除く。）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記1)の承認をするか否かを決定する。

- ① 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書（下記②ないし④に関する表明・保証条項、補償条項その他当社が定める誓約事項を含む。）が提出されているか否か

- ② 譲渡人及び譲受人が上記(4)1)の(i)ないし(vi)のいずれにも該当しないことが明らかか否か
- ③ 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかか否か
- ④ 譲受人が上記(4)1)の規定により新株予約権を行使することができない者のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

- 1) 当社は、行使期間開始日前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、上記(4)1)の規定により新株予約権を行使することができない者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日より後に、上記(4)1)の規定により新株予約権を行使することができない者以外の者が現れたと当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使のものがあれば、これを全て取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

- (8) 合併、会社分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件
新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権については新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、2006年5月11日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以上

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役又は(ii)当社社外監査役のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、(i)当社社外取締役又は(ii)当社社外監査役に事故等があり、(i)当社社外取締役及び(ii)当社社外監査役のみでは、上記員数を満たすことができない場合には、(iii)社外の有識者の中から、これを選任することができるものとする。有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、2008年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性
 - ② 本新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施又は独立委員会検討期間の延長
 - ③ 本新株予約権の無償割当ての中止
 - ④ 本新株予約権の無償取得
 - ⑤ 本プランの廃止又は変更
 - ⑥ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。

- ① 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ② 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ③ 買付者等との交渉・協議
 - ④ 取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑤ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑥ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書及び買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提示するよう要求することができる。
 - ・ 独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会に代替案提出の勧告等を行うものとする。
 - ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
 - ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

独立委員会委員の氏名および略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

岩田 彰一郎 (いわた しょういちろう)

アスクル株式会社 代表取締役社長兼 CEO

〔略歴〕

| | | |
|-------|-----|----------------------------|
| 昭和25年 | 8月 | 大阪府生まれ |
| 昭和48年 | 3月 | 慶応義塾大学商学部卒業 |
| 昭和48年 | 3月 | ライオン油脂株式会社入社 |
| 昭和61年 | 3月 | プラス株式会社入社 商品開発本部 部長代理 |
| 平成4年 | 5月 | 同社 営業本部 アスクル事業推進室 室長 |
| 平成7年 | 11月 | 同社 アスクル事業部 部長 |
| 平成9年 | 3月 | アスクル株式会社 代表取締役社長 |
| 平成12年 | 3月 | 同社 代表取締役社長 兼 最高経営責任者 (CEO) |
| 平成18年 | 6月 | 当社社外取締役就任予定 |

主な公職など

経済同友会幹事、経済同友会起業フォーラム企画運営委員、経済同友会起業フォーラム委員長、株式会社NTTドコモ アドバイザリーボードメンバー、マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社 アドバイザリーボードメンバー

※岩田彰一郎氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者の要件を満たす社外取締役候補であり、本年6月開催の当社第106回定時株主総会で選任後、就任する予定です。

当社は、同氏が代表取締役を務めるアスクル株式会社から一般通例的な取引により文具等を購入し、また当社の子会社がアスクル株式会社に業務用ヘアケア製品等を販売していますが、資生堂グループにおけるアスクル株式会社との取引高は購入・販売ともに僅少であり、資生堂グループの連結業績およびアスクル株式会社の業績に与える影響はそれぞれきわめて軽微であります。

上村 達男 (うえむら たつお)

早稲田大学大学院法務研究科・法学部併任教授、法学博士

〔略歴〕

昭和 23 年 4 月 東京都生まれ
昭和 46 年 3 月 早稲田大学法学部卒業
昭和 52 年 3 月 早稲田大学大学院法学研究科博士課程修了
昭和 52 年 4 月 北九州大学法学部専任講師
昭和 54 年 4 月 同大学法学部助教授
昭和 56 年 4 月 専修大学法学部助教授
昭和 61 年 4 月 同大学法学部教授
平成 2 年 4 月 立教大学法学部教授
平成 9 年 4 月 早稲田大学法学部教授
平成 15 年 10 月 同大学 21 世紀 COE 《企業法制と法創造》総合研究所所長、
同大学大学院法務研究科教授
平成 18 年 6 月 当社社外取締役就任予定

主な公職など

経済産業省産業構造審議会臨時委員、日本投資者保護基金理事、東京証券取引所自主規制委員会委員、日本取締役協会理事、株式会社 N T T ドコモ アドバイザリーボードメンバー、日経広告賞 I R 広告部門審査委員長、株式会社 ジャスダック 社外取締役、財団法人日本証券経済研究所評議員

※上村達男氏は、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 7 号に規定される社外取締役候補者の要件を満たす社外取締役候補であり、本年 6 月開催の当社第 106 回定時株主総会で選任後、就任する予定です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

原田 明夫 (はらだ あきお)

弁護士

〔略歴〕

昭和14年11月 東京都生まれ
昭和40年 4月 東京地方検察庁検事
昭和50年 7月 在米国日本国大使館一等書記官
昭和63年 4月 法務大臣官房人事課長
平成 4年 4月 盛岡地方検察庁検事正
平成 5年12月 法務大臣官房長
平成 8年 1月 法務省刑事局長
平成10年 6月 法務事務次官
平成11年12月 東京高等検察庁検事長
平成13年 7月 検事総長
平成16年10月 弁護士
平成17年 6月 当社社外監査役

主な公職など

セイコー株式会社社外取締役、住友商事株式会社社外監査役、東京女子大学理事長

※原田明夫氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

定款変更案

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更部分を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| (会社が発行する株式の総数) 第 5 条 当社が発行する株式の総数は <u>7 億 8 千 4 5 6 万 1 千株</u> とする。但し、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。 | (発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 2 億株</u> とする。 |
| 第 6 条) (条文省略) 第 11 条 | 第 6 条) (現行どおり) 第 11 条 |
| (新設) | <u>(新株予約権無償割当ての決定機関)</u> 第 12 条 <u>新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</u> |
| 第 12 条) (条文省略) 第 37 条 | 第 <u>13</u> 条) (現行どおり) 第 <u>38</u> 条 |

(注) 平成 18 年 6 月開催予定の定時株主総会において、別途、会社法(平成 17 年法律第 86 号)の施行等に伴う定款変更議案を付議することを予定しておりますので、条数については、今後変更される可能性があります。

以上